

平成25年3月31日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

選挙管理委員会告示

- 秋田市長選挙並びに秋田県知事選挙及び秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙の同時実施(36)……………1
- 秋田市長選挙並びに秋田県知事選挙及び秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙の同時実施における投票及び開票の順序(37)……………1
- 男鹿市長選挙及び男鹿市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時実施(38)……………1
- 湯沢市長選挙並びに秋田県知事選挙及び秋田県議会議員湯沢市雄勝郡選挙区補欠選挙の同時実施(39)……………1
- 由利本荘市長選挙及び由利本荘市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時実施(40)……………1
- 潟上市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(41)……………2
- 大仙市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(42)……………2
- 北秋田市長選挙及び北秋田市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時実施(43)……………2
- 北秋田市長選挙及び北秋田市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時実施における投票及び開票の順序(44)……………2

選挙管理委員会告示

秋選管告示第36号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第119条第2項の規定により、任期満了による秋田市長選挙を平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙と同時に行うので告示する。

平成25年3月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第37号

平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に行う秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙並びに秋田市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第122条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成25年3月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
- 2 秋田市長選挙

秋選管告示第38号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第119条第2項の規定により、任期満了による男鹿市長選挙及び男鹿市議会議員補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

平成25年3月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 選挙期日 平成25年4月7日
- 2 男鹿市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数 1人

秋選管告示第39号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第119条第2項の規定により、任期満了による湯沢市長選挙を平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員湯沢市雄勝郡選挙区補欠選挙と同時に行うので告示する。

平成25年3月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第40号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第119条第2項の規定により、任期満了による由利本荘市長選挙及び由利本荘市

議会議員補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙と同時にを行うので告示する。

平成25年3月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 選挙期日 平成25年4月7日
- 2 由利本荘市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数 1人

秋選管告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第2項の規定により、任期満了による潟上市長選挙を平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙と同時にを行うので告示する。

平成25年3月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第2項の規定により、任期満了による大仙市長選挙を平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙と同時にを行うので告示する。

平成25年3月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第2項の規定により、任期満了による北秋田市長選挙及び北秋田市議会議員補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙と同時にを行うので告示する。

平成25年3月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 選挙期日 平成25年4月7日
- 2 北秋田市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数 1人

秋選管告示第44号

平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時にを行う北秋田市長選挙及び北秋田市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成25年3月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 北秋田市長選挙
- 2 北秋田市議会議員補欠選挙